

重要事項説明書

(医療保険対応)

FJケア株式会社

Fujiケアステーション

重要事項説明書(訪問看護)

1. 訪問看護事業者(法人)・事業所の概要

法人種別	FJケア株式会社
代表者名	代表取締役 永松 秀行
事業所の名称	Fujiケアステーション
所在地	〒251-0002 神奈川県藤沢市大鋸1-3-7 FJ大鋸ビル3F
サービス提供地域	藤沢市
事業所の名称	Fujiケアステーション 平塚サテライト
所在地	〒254-0077 神奈川県平塚市東中原2-1-35～104
サービス提供地域	平塚市
管理者・連絡先	手島潮音 ・ 電話:050-6861-7711
ステーションコード	第229,046.8号

2. 事業の目的

Fujiケアステーションが実施する指定訪問看護サービス事業は、主治医が指定訪問看護の必要をみとめた利用者に対し医療保険関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供することを目的とする。

3. 事業所の職員体制

(令和6年6月1日現在)

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤)
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	5名(常勤) 1名(非常勤)
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションを提供します。	2名(常勤) 1名(非常勤)
作業療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションを提供します。	3名(常勤) 0名(非常勤)
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリを提供します。	0名(常勤) 0名(非常勤)
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	2名(常勤) 0名(非常勤)

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
原則として月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び年末年始(12/30～1/3)お休みとさせていただきますが、状況に応じて対応可能です。	午前9時から午後6時まで (注)24時間対応体制あり。

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

5. サービス内容

利用者の居宅に看護師等を派遣し、利用者のかかりつけ医の指示及び訪問看護計画に基づきサービスを提供致します。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 療養上の世話
- 4 褥瘡の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 その他医師の指示による医療処置

6. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

7交通費

通常の業務実施地域を超える場合の交通費

自動車利用	通常の実施区域内外は無料
各種公共交通機関	利用区間に応じて実費

8. その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者様の負担となります。

9. キャンセル料

利用者がサービスの利用を中止する際にはすみやかに次の連絡先までご連絡下さい

キャンセル料発生の有無	
無し	1. ・前営業日の営業時間内(9:00～18:00)までにご連絡をいただいた場合 ・当日の容体の急変、緊急やむをえない事情が発生した場合 ・当日の体調不良によるキャンセルにおいて、別日程に振替ができた場合
有り 1回2000円	・上記以外の場合(前営業日18:00以降のご連絡) ・体調不良によるキャンセルにおいて、別日程に振替ができない場合

10. 利用料金

医療保険利用時

医療保険の適用がある場合は、原則として料金表の1割～3割が利用者の負担額となります。

Fujiケアステーション利用料(医療保険)

令和6年6月1日現在

医療保険	料金	基本利用料(利用者負担金)			
		1割負担	2割負担	3割負担	
○訪問看護基本療養費Ⅰ					
看護師、保健師、助産師 (1日につき)	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
○訪問看護基本療養費Ⅲ	入院中(外泊時1～2)	8,500円	850円	1,700円	2,550円
○精神科基本療養費Ⅰ	週3日まで30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
	週3日まで30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日まで30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	週4日まで30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
○訪問看護管理療養費(1日につき)					
初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円	

月の2日目以降 訪問看護管理療養費1		3,000円	300円	600円	900円	
加算	24時間対応体制加算※1		6,800円	680円	1,360円	2,040円
	特別管理加算 (月1回)	欄外※2の方	5,000円	500円	1,000円	1,500円
		上記以外の方	2,500円	250円	500円	750円
	乳幼児加算6歳未満 (1日1回)	厚生労働大臣が定める疾病の該当者	1,800円		360円	
		上記以外	1,300円		260円	
	難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	緊急訪問看護加算(1日に 3回)	月14日まで	2,650円	265円	530円	795円
		月15日以降	2,000円	200円	400円	600円
	複数名訪問看護加算	看護師・PT等(週1回 迄)	4,500円	450円	900円	1,350円
		看護補助者(週3回 迄)	3,000円	300円	600円	900円
	長時間訪問看護加算(90分を超える訪問/週1回迄)		5,200円	520円	1,040円	1,560円
	退院時共同指導加算(適応時)		8,000円	800円	1,600円	2,400円
	特別管理指導加算(退院時共同指導加算の上乗せ分)		2,000円	200円	400円	600円
	退院支援指導加算(適応時)		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	在宅患者連携指導加算(適応時/月1回迄)		3,000円	300円	600円	1,800円
	夜間・早朝訪問看護加算:18時~22時/6時~8時		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算:22時~翌6時		4,200円	420円	840円	1260円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(適応時・月2回迄)		2,000円	200円	400円	600円	
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円	

	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)(1月につき1回)	780円	78円	156円	225円
	情報提供療養費(月1回)※3	1,500円	150円	300円	450円
	ターミナルケア療養費(適応時)	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

※1 内容を説明し下記同意欄に同意が必要

※2 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある利用者、気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者

※3 内容を説明し下記同意欄に同意が必要

その他	交通費	徴収いたしません
	※死後の処置代	20,000円
	1時間30分を超えたサービス(長時間訪問看護加算算定対象外)を提供した場合	4,000円(税込)/30分毎
	受診同行(2時間まで)	5,000円(税込)/時間

・24時間対応体制加算療養費について

【当事業所の看護師が24時間対応可能な連絡先をお伝えし、緊急時の場合の相談に応じます。また、看護師の判断により訪問をさせていた区場合もあります。】

下記についてはご利用者の希望により同意をいただいた場合に費用が加算されます。

療養費名称と金額		1割	2割	3割
24時間対応体制加算(月1回)	6400円	640円	1,280円	1,920円

○24時間対応体制加算 利用する / 利用しない (いずれかに○を付けて下さい)

・訪問看護情報提供療養費について

【在宅生活のご様子を下記情報提供先と共有し速やかな連携と災害時などの対応に役立てます】

○訪問看護情報提供療養費1

居住地の市区町村(自治体)、保健所、精神保健福祉センターなどに対して、訪問看護に関する情報提供をした場合に算定します。

<算定対象者>

- 厚生労働大臣が定める疾病等の者
- 特別管理加算対象者
- 精神障害を有する者またはその家族等

○訪問看護情報提供療養費2

小学校や中学校、特別支援学校などの入学・転学時に、訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合に算定します。

<算定対象者>

- 15歳未満の超重症児、準超重症児
- 15歳未満の小児であって、厚生労働大臣が定める疾病の者
- 15歳未満の小児であって、特別管理加算の対象者

○訪問看護情報提供療養費3

保険医療機関の主治医に訪問看護に係る情報を速やかに提供した場合に算定します。

<算定対象者>

- 在宅から保険医療機関、介護老人保健施設、介護医療院への療養の場所を変更(入院・入所)する利用者

利用者様の同意をいただいた場合、下記の費用が加算されます。

療養費名称と金額		1割	2割	3割
訪問看護情報提供療養費 I 県・市区町村への情報提供(月1回)	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費 II 学校等への入学・転学時の情報提供(月1回)	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費 III 医療機関等への入院・入所時の情報提供(月1回)	1,500円	150円	300円	450円

○訪問看護情報提供療養費 同意する / 同意しない(いずれかに○を付けて下さい)

【各種医療保険】

後期高齢者 (75歳以上)	1割または3割(一定所得の方)	
健康保険 (社会保険) 国民健康保険	高齢受給者(70歳～74歳)	1割～3割(一定所得の方)
	一般(70歳未満)	3割

受給者証の種類によっては公費負担が適応になり、負担が軽減される場合があります。

※准看護師の場合は、上記料金が9割になります。

1回の訪問時間は30分以上～90分未満で、主治医の指示のもと必要な訪問時間とします。

11. 利用料のお支払い方法

①利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額です。

②利用者負担金は、サービス提供の翌月に請求書を発行し、指定の支払い方法でお支払いいただきます。

12. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- 1、看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねます ので、ご了承ください。
- 2、看護師等は、医療保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養 上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
- 3、看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- 4、複数の看護師で担当させていただく場合がありますので、ご了承ください。

13. 相談窓口、苦情対応

●当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	050-6861-7711
FAX番号	0466-47-2640
担当者	管理者 手島潮音
その他	相談・苦情については、所長及び担当訪問看護師が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

●その他、お住まいの市区町村及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て、相談等ができます。

神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地：横浜市西区楠町27番地1 電話番号：045-329-3400(代表)
【藤沢市】 国保 健康福祉部保険年金課 後期高齢医療担当窓口 生活保護 健康福祉部生活援護	所在地：藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎1階 電話：0466-25-1111 内線3211 電話：0466-25-1111 内線3241 電話：0466-50-3572 0466-25-1111 内線3261
【その他の保険者】 社会保険、共済保険等	各保険者にお問い合わせください。

14. 緊急時又は事故発生時等における対応方法

事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。

事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発を防止するための対策を講じるものとする。

15. 虐待防止のための措置

①会社は、お客様の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。

会社は、お客様の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ区市町村へ報告します。

②会社は、虐待防止のための指針を整備するとともに、お客様の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修等を実施するものとします。

③会社は、前項の措置を適切に実施するために虐待防止担当者を配置します。

④会社が身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。

1、切迫性:お客様本人または他のお客様等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

2、非代替性(ひだいたいせい):身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。

3、一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

【説明確認欄】重要事項について文書を交付し、説明しました。

【事業者】所在地 〒251-0002 神奈川県藤沢市大鋸1-3-7 FJ大鋸ビル

事業者名 FJケア株式会社

代表取締役 永松 秀行

【事業所】所在地 〒251-0002 神奈川県藤沢市大鋸1-3-7 FJ大鋸ビル3F

事業者名 Fujiケアステーション

【事業所】所在地 〒254-0077 神奈川県平塚市東中原2-1-35～104

事業者名 Fujiケアステーション 平塚サテライト

(ステーションコード 第229,046.8号)

令和 年 月 日 説明者

【利用者確認欄】私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 _____

代理人を選任した場合

代理人 _____

【個人情報の保護に関する取扱いについてのお知らせ】

Fujiケアステーションでは、ご利用者が安心して訪問看護を受けられるように、ご利用者の個人情報の取扱いに万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点などございましたら、担当窓口にお問合わせください。

○ 個人情報の利用目的について

当訪問看護ステーションでは、ご利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。これら以外の利用目的で使用する場合は、改めてご利用者の同意をいただくようにいたします。

○ 個人情報の訂正・利用停止について

当訪問看護ステーションが保有しているご利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。

○ 個人情報の開示について

ご自身の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出下さい。なお、開示には手数料がかかりますのでご了承ください。

○ 相談窓口のご案内

ご質問やご相談は管理者までお気軽にお寄せください。

【法人におけるご利用者の個人情報の利用目的】

訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

○ 訪問看護ステーション内での利用

- ・ ご利用者へ提供する訪問看護サービス(計画・報告・連絡・相談等)
- ・ 医療保険・介護保険請求等の事務
- ・ 会計・経理等の事務
- ・ 事故等の報告・連絡・相談
- ・ ご利用者への看護サービスの質向上(ケア会議・研修等)
- ・ その他、ご利用者に係る事業所の管理運営業務

○ 他の事業所等への情報提供

- ・ 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携(ただし、サービス担当者会議等への情報提供はご利用者に文書で同意を得ます)、照会への回答
- ・ その他業務委託
- ・ 家族等介護者への心身の状況説明
- ・ 医療保険・介護保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

○ その他上記以外の利用目的

- ・ 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ・ 学会等での発表(原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます)

個人情報使用同意書

私(利用者及びその家族)の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員との連絡調整、医療関係者等において必要な場合

2. 使用する事業者の範囲

利用しているサービスの事業者、これから利用予定のあるサービスの事業者、医療関係者、行政等

3. 使用する期間

令和 年 月 日 から 契約終了まで

4. 条件

(1)個人情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。

(2)個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

Fujiケアステーション 宛

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____

(利用者の家族) 住 所 _____

氏 名 _____

(同) 住 所 _____

氏 名 _____

【請求書等の送付先】

(利用者)の情報と同じ ※いずれかにチェックを付けて下さい

(利用者)の情報と異なる ※利用者の情報と異なる場合は以下にご記入ください。

住 所 _____

氏 名 _____

ご利用料金のお支払方法について

以下、ご利用料金のお支払い方法についてご説明させていただきます。

ご不明な点等ございましたら、何なりとお問い合わせください。

- 請求書は、サービス提供月の翌月20日までに発行します。

(例)

4月1日～30日 訪問看護サービス提供
↓
5月20日前後 請求書発行
↓
5月27日 口座引き落とし

- お支払方法は、ご指定の口座より毎月27日にお引落しさせていただきます。

但し、金融機関が休業日の場合は翌営業日の引落としとなります。

※別途口座振替依頼用紙をお渡しいたしますので、ご記入のうえ郵送、もしくは担当まで提出してください

- 口座振替が開始するまでに数か月かかります。
- 上記のお支払い方法に不都合がある場合は、記入してください。

理由:

希望するお支払方法:

- 領収書の発行に関して

手渡しでご集金希望の方は、ご集金の際に直接お渡しします。

口座振替の方は、引落日翌月の5日頃に銀行からきます引落日完了データに基づき領収書を発行しています。毎月20日前後に請求書を発行した際に合わせてお渡ししますのでご理解の程よろしく願いいたします。

尚、領収書の再発行、年間を通じての支払い証明書の発行は行っておりませんので大切に保管をお願いいたします。

以上